六、優先出資の消却の方法
　消却金額は一口につき金五〇、〇〇〇円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）／50,000（円）×各優先出資社員の保有口数／優先出資の発行済総口数

＝各優先出資社員の消却口数
（小数点第一位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金四一、四五〇、〇〇〇円（うち、A号優先出資については二一、一〇〇、〇〇〇円、B号優先出資については二〇、三五〇、〇〇〇円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十一年九月十日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・イレブン・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

　当社は、平成二十一年九月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的
　優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期
　優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額
　初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後の(A)当社の維持・運営にかかる債務の支払、(B)各種積立金の積立て、(C)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額(以下「減資消却可能額」という。)。なお、減資消却可能額が五〇、〇〇〇円の整数倍とならない場合には直近の五〇、〇〇〇円の整数倍の金額まで切り下げる。)を上限として計算した金六四、五〇〇、〇〇〇円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は一、二九〇口である。A号優先出資については六四七口、B号優先出資については六四三口を消却する。

六、優先出資の消却の方法
　消却金額は一口につき金五〇、〇〇〇円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）／50,000（円）×各優先出資社員の保有口数／優先出資の発行済総口数

＝各優先出資社員の消却口数
（小数点第一位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金六四、五〇〇、〇〇〇円（うち、A号優先出資については三二、三五〇、〇〇〇円、B号優先出資については三二、一五〇、〇〇〇円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十一年九月十日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・トゥエルブ・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

　当社は、平成二十一年九月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的
　優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期
　優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額
　初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後の(A)当社の維持・運営にかかる債務の支払、(B)各種積立金の積立て、(C)利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額(以下「減資消却可能額」という。)。なお、減資消却可能額が五〇、〇〇〇円の整数倍とならない場合には直近の五〇、〇〇〇円の整数倍の金額まで切り下げる。)を上限として計算した金四七、〇〇〇、〇〇〇円。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。
　優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は九四〇口である。A号優先出資については四七三口、B号優先出資については四六七口を消却する。

六、優先出資の消却の方法
　消却金額は一口につき金五〇、〇〇〇円とし、下記の計算式に基づいて全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数に応じて又はその他取締役が決定する方法によって、優先出資の併合を行わず有償で簡易減資消却を行う。

減資消却可能額（円）／50,000（円）×各優先出資社員の保有口数／優先出資の発行済総口数

＝各優先出資社員の消却口数
（小数点第一位を四捨五入）

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額
　金四七、〇〇〇、〇〇〇円（うち、A号優先出資については二三、六五〇、〇〇〇円、B号優先出資については二三、三五〇、〇〇〇円）

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類
　当社は二種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十一年九月十日
東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ケーエージー・サーティーン・インベストメント特定目的会社
代表取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

　当社は、平成二十一年九月二十五日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第一一〇条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的
　優先出資償却原資（特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合。以下同じ。）の分配。

二、優先資本金の額の減少をする要件
　優先出資償却原資の計算を行い取締役が簡易減資消却が適当であると判断し、その旨決定したことを簡易減資消却の要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期
　優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。